

## 令和8年度世羅町観光客誘致促進事業

### 募集要項

第1条 この要項は世羅町への観光誘客を図るため募集型旅行商品または受注型旅行商品を催行する旅行者に対し、一般社団法人世羅町観光協会(以下、「当会」という)が定める予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。

第2条 助成申請者は、旅行業法(昭和27年法律239条)第3条の規定の基づく旅行業登録を受けている旅行者とする。

第3条 助成期間は、令和8年5月7日より申請の先着順に助成し事業予算に達した時点で終了とする。

第4条 次の(1)～(4)までの条件を全て満たす旅行商品に対し下記のとおり助成する

- (1) 参加者人数は、1申請15名以上とする。(乗務員、バスガイド、添乗員は除く)
- (2) 世羅町内の有料施設1ヵ所以上の利用及び1ヵ所以上で食事(有料施設内での食事は不可)をすること。※弁当の利用可。但し、当会が指定する弁当に限る。(要問合せ)
- (3) 道の駅世羅への立ち寄り必須とする。ただし立ち寄り件数には、含まない。
- (4) 参加者へ世羅町総合パンフレット「せらツーリズム」を出発当日配布すること。  
※出発日3日前までに主催される旅行会社へ参加者分枚数を事務局より送付します。

【助成額】※他の助成との併用は可。

申請1人につき1,000円(税込)を助成し、30,000円を上限とする。

ただし、宿泊を伴う場合は、1申請1人につき更に1,000円(税込)を助成し、30,000円を上限とする。

※宿泊施設は、世羅町内を利用すること。宿泊施設を使用すること。

第5条 助成交付を受ける場合

- (1) 出発日より1か月前までに申請書(別紙様式第1号)及び旅行行程表を提出しなければならない。
- (2) ツアー終了後の翌日から起算して1か月以内に実施報告書(別紙様式第2号)及び立ち寄りを証明できる書類(領収書、クーポン、請求書の写しなど)を提出しなければならない。  
宿泊助成を受ける場合は、宿泊したことが証明できる書類を提出すること。  
無料施設については、旅行行程表の提出をもって証明すること。

第6条 助成金の交付決定

- (1) 当会は、本条2項の申請書類を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(別紙様式第3号)を発行し申請者に支払わなければならない。
- (2) 申請者は助成金決定通知書発行日より1か月以内に、請求書(別紙様式第4号)を提出すること。

第7条 その他

- (1) 提出された書類に不正並びに著しい不備があった場合、助成の申請を取り消す。
- (2) 第5条に定めた書類の提出が期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。
- (3) 天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要項を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。
- (4) 提出書類は、全てメールで提出すること。

お問い合わせ(書類送付先)

一般社団法人世羅町観光協会 Tel:0847-22-4400 メール [kankou@seranan.jp](mailto:kankou@seranan.jp)  
〒729-3302 広島県世羅郡世羅町川尻 2402-1(道の駅世羅内) 担当:鈴木、山下